



資料 『ドイツ刑法典』翻訳補遺(1) : 2008年3月11日の法律による改正分まで

著者	岡上 雅美
雑誌名	筑波法政
巻	45
ページ	163-176
発行年	2008-09-30
その他のタイトル	<Material> Die Ubersetzung des deutschen StGB: Eranzung (1)
URL	http://hdl.handle.net/2241/00156136

『ドイツ刑法典』翻訳補遺（1） （2008年3月11日の法律による改正分まで）

岡上 雅美

本稿は、法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ刑法典』（2006年）（以下では、『刑法典』と略称する）の補遺である。同書では、2005年9月1日の法律による改正までを反映した2006年3月現在の正文を翻訳した。しかし、その後も、ドイツ刑法典は数多くの改正がなされ、中には実体法的にも重要な改正がいくつか含まれている。そこで、2006年4月から2008年3月までの2年間に施行された刑法典改正の概要を冒頭に示し（これらは、Juris-online から得られた検索情報が基となっている。）、前訳とできるだけ文体を同じくしつつ、改正部分を訳出することにした。今回は2008年3月31日現在の文言による補遺である。したがって、上記の対象期間中には2007年2月19日の「身分法改正法（Gesetz zur Reform des Personenstandsrechts, BGBI I 2007, 122）」による刑法典第169条の改正も含まれるが、同法は、2009年1月1日に施行されるため、今回の訳文には反映されていない。

表記の仕方としては、もちろん改正の古い順から時系列的に条文を並べる方法もありうるが、同一の条文で数次の改正の対象となった条文もあるため、それについては途中の改正を訳出せず、2008年3月時点の文言だけを訳すこととし、条文数順に配列した。各条の冒頭に改正の根拠法を記載したが、その際に一覧の丸囲み数字の略記を用いた。

翻訳にあたり、いくつかの留意事項があ

る。

1 改正・追加された「項」・「文」のみを訳したが、「号」については、改正されていない「号」は基本的に省略しつつ、改正部分を含む前後の文をも訳した。ただし、改正として扱われている以上は、単に接続詞が削除されたなど実質的な改正とはいえないものも含めすべて訳出してある。

2 削除された条項については、冒頭の一覧に表記するのみとした。

3 後述④「行状監督改革及び事後的な保安監置規定改正法」では、もっぱら表現方法に関わる改正点が2つある。一方は、「有罪判決等を受けた者」を表す *Verurteilter* が、*verurteilte Person* へと変えられたものであり、他方は、旧文では男性形名詞のみで表記されていた語が女性形と男性形の併記へと変えられたということがある。例えば、「保護観察官」を表す *Bewährungshelfer* が *Bewährungshelferin und/oder Bewährungshelfer* とされた。訳文は事実上同一でよいと考えたため、改正がそれのみに関する場合には訳出は割愛し、以下の該当箇所では、前者を表現 (a)、後者を表現 (b) と称して、条文表記の箇所にこの種の改正であることだけを表記した。これらの条文訳については『刑法典』を参照。

対象期間中の刑法典に関する改正は、以下の13の法律による。連邦司法省 HP の解

説を中心に、各法の概要を説明した。なお、施行日は、「改正内容の施行日」である。

③ 2006年4月19日の「連邦司法省の管轄領域における連邦法の整理に関する第1法律 (Erstes Gesetz über die Bereinigung von Bundesrecht im Zuständigkeitsbereich des Bundesministeriums der Justiz, BGBl I 2006, 866)¹⁾」2006年4月25日施行

ここでの「整理」とは「不要なものを取り除く」の意である。本法の目的は、余剰となった法規や時代に適合しなくなった法規を削除等することで、法規の数を減らし、現行連邦法をより実効性のあるものとするにある。

④ 2006年8月22日の「特に中小企業経済における官僚主義の障害を軽減するための第1法律 Erstes Gesetz zum Abbau bürokratischer Hemmnisse insbesondere in der mittelständischen Wirtschaft (BGBl I 2006, 1970)²⁾」2006年8月26日施行

様々な法領域で、規制の廃止・緩和をすることで特に中小企業の負担を軽減するものである。

⑤ 2006年10月2日の「犯罪行為の場合における収益回収及び資産剥奪の強化のための法律 Gesetz zur Stärkung der Rückgewinnungshilfe und der Vermögensabschöpfung bei Straftaten (BGBl I 2006, 2350)³⁾」2007年1月1日施行

「犯罪は引き合わない」ことを示すため、

そして、収益を剥奪して、犯罪被害者のために役立てるために、従来よりも、犯罪収益を犯罪者からいっそう容易に剥奪することを可能とした。

⑥ 2006年12月22日の「司法の現代化のための第2法律 Zweites Gesetz zur Modernisierung der Justiz 22. 12. 2006 (BGBl I 2006, 3416)⁴⁾」2006年12月31日施行

第1法律は、2004年に定立された。不要な官僚主義を廃し、司法を経済・市民にとって効率的に形成しようとするものである。第2法律で、とくに刑事法に関連するものとしては、刑事手続における被害者保護の強化、性犯罪・暴力犯罪行為者対策、刑事制裁の改正がある。

⑦ 2007年3月22日の「執拗な付きまといを処罰するための法律：刑法改正法律第40号 Gesetz zur Strafbarkeit beharrlicher Nachstellungen (BGBl I 2007, 354)^{5,6)}」2007年3月31日施行

いわゆる「ストーキング」を処罰するための新立法である。

⑧ 2007年4月13日の「行状監督改革及び事後的な保安監置規定改正法 Gesetz zur Reform der Führungsaufsicht und zur Änderung der Vorschriften über die nachträgliche Sicherungsverwahrung (BGBl I 2007, 513)^{7,8)}」2007年4月18日施行

標記の2つの保安処分制度について抜本的な制度改正を行ったものである。

⑨ 2007年7月16日の「精神病院及び禁断

1 本法による刑法典改正の対象は、第143条(削除)である。

2 本法による刑法典改正の対象は、第203条第2項a(追加)である。

3 本法による刑法典改正の対象は、第73条d第1項第3文(追加)である。

4 本法による刑法典改正の対象は、第42条第3文(追加)、第56条f第1項第2文(改正)、第57条第3項第1文(改正)、第57条第5項(追加)、第57条第5項及び第6項(項数変更)、第57条a第1項第2文(追加)、第57条a第3項第2文(追加)、第59条第1項第1文第2号(改正)、第59条第2項(削除)、第59条第3項(項数変更)、第59条a第1項第2文(改正)である。

5 本法による刑法典改正の対象は、第238条(新規)である。これに伴い、(旧)「第237条及び第238条(削除)」の表記が(新)「第237条(削除)」に変えられた。

6 同法については、齋藤純子「ドイツのストーキング対策立法—『暴力保護法』と『つきまとい処罰法』」外国の立法第233号(2007年)98頁以下がある。

治療施設における収容の確保のための法律
Gesetz zur Sicherung der Unterbringung in
einem psychiatrischen Krankenhaus und in
einer Entziehungsanstalt (BGBl I 2007,
1327)⁹」2007年7月20日施行

標記施設を改善し、目的志向的に利用で
きるようにしたものであり、連邦憲法裁判
所の判決に併せて改正が加えられた。

⑨ 2007年7月20日の「人の組織及び細胞
の質と保全に関する法律 (Gesetz über Qual-
ität und Sicherheit von menschlichen Gewe-
ben und Zellen (BGBl I 2007, 1574)¹⁰」
2007年8月1日施行

本法は、人体組織に関する EU 指針を国
内法化したもので、人の組織及び細胞の摘
出、移送及び保存を規制する。刑法典上で
は、刑法の場所的適用領域に関して改正が
行われた。

⑩ 2007年8月7日の「コンピュータ犯罪
対策のための第41次刑法改正法律 Einund-

vierzigstes Strafrechtsänderungsgesetz zur
Bekämpfung der Computerkriminalität (BGBl
I 2007, 1786)^{11,12}」2007年8月11日施行

コンピュータ犯罪についての処罰の間隙
を埋めるために、準備行為にあたる行為を
も処罰の対象にするなどの規制が定められ
た。

⑪ 2007年10月26日の「核テロリズム行為
対策のための2005年4月13日の国連条約を
移し変えるための法律 Gesetz zur Um-
setzung des VN-Übereinkommens vom 13.
April 2005 zur Bekämpfung nuklearterrori-
stischer Handlungen (BGBl I 2007, 2523)¹³」
2007年11月1日施行

標記国連条約が設定する基準は、放射線
物質を所持し、又はそのための装置を作成
したり所持したりする行為を処罰すること
にあるが、それを国内法化したものであ
る。

⑫ 2007年12月12日の「法的助言法の新規

7 本法による刑法典改正の対象は、第56条c第2項第3号（追加）、第56条d（新規）、第56条f第1項第1本文本文及び第2号（改正）、第56条f第2項第1文第1号（改正）、第56条f第3項第1文及び第2文（改正）、第57条第1項第1文第3号（改正）、第57条第1項第2文（改正）、第57条第2項第1号及び第2号（改正）、第57条第3項第2文（改正）、第57条第5項第2文（改正）、第57条第6項（改正）、第57条第7項（改正）、第66条b第1項第1文及び第2文（改正）、第66条b第2項（改正）、第67条d第3項第2文（改正）、第67条d第6項第2文（改正）、第67条d第4項第3文（改正）、第67条g第1項及び第2項（改正）、第67条g第3項（改正）、第67条g第6項（改正）、第67条h（新規）、第68条第2項（改正）、第68条a（新規）、第68条b（新規）、第68条c（新規）、第68条d（新規）、第68条e（新規）、第68条f（新規）、第68条g第3項第2文（追加）、第70条b第1項本文（改正）、第1号及び第3号（改正）、第70条b第4項（改正）、第79条第4項（改正）、第145条a第1文（改正）である。

8 ドイツの行状監督規定改正については、法案段階から紹介があるが、現行法については、町野朔／山中友理「ドイツにおける行状監督制度の改革—わが国の更生保護と医療観察制度の行方を見据え—」刑事法ジャーナル（2008年）37頁以下、吉田敏雄「『行状監督』概観（1）ドイツの犯罪者社会内処遇」学園論集135号（2008年）75頁以下がある。

9 本法による刑法典改正の対象は、第64条（新規）、第67条第2項第2文から第4文（追加）、第67条第3項第1文（改正）、第67条第3項第2文及び第3文（追加）、第67条第4項第2文（削除）、第67条第5項第1文（改正）、第67条a（新規）、第67条d第5項第1文（新規）、第67条e第1項第1文（改正）、第67条e第4項第2文（改正）である。

10 本法による刑法典改正の対象は、第5条第15号である。

11 法案段階での紹介として、渡邊齊志「海外法律情報ドイツコンピュータ犯罪防止のための法改正」ジュリスト1337号（2007年）87頁がある。

12 本法による刑法典改正の対象は、第202条a第1項（新規）、第202条b（追加）、第202条c（追加）、第205条（改正）、第303条a第3項（追加）、第303条b第1項（改正）、第303条b第2項（項数変更）、第303条b第4項及び第5項（追加）、第303条c（改正）である。

13 本法による刑法典改正の対象は、第309条第6項（新規）、第310条第1項第1号及び第3号及び第4号（追加）、第310条第1項（改正）、第310条第3項（追加）である。

制のための法律 (Gesetz zur Neuregelung des Rechtsberatungsrechts, BGBl I 2007, 2840)¹⁴ 2007年12月18日施行

法的助言法は、2008年に法務提供法 (Rechtsdienstleistungsgesetz) に解消され、これにより弁護士のみが法的助言をなし、依頼人を代理できることとなるが、刑法典では、秘密漏示が処罰される者の範囲が変更された。

① 2007年12月21日の「遠距離通信の監視及びその他の覆面捜査措置の新規制並びにEG指針2006/24の移し変えのための法律 Gesetz zur Neuregelung der Telekommunikationsüberwachung und anderer verdeckter Ermittlungsmaßnahmen sowie zur Umsetzung der Richtlinie 2006/24/EG (BGBl I 2007, 3198)¹⁵」2008年1月1日施行

刑事訴訟法典の改正を中心に、通信傍受や覆面捜査、その他データ保存について、実務、連邦憲法裁判所、EG指針に適合するよう、法規定を調整したものである。

② 2008年3月11日の「原料監視法の新規制のための法律 Gesetz zur Neuregelung des Grundstoffüberwachungsrechts (BGBl I 2008, 306)¹⁶」2008年3月19日施行

本法の目的は、いわゆる原材料を濫用的に利用した、麻酔剤の許されざる製造を防止することにある。

第5条 (内国の法益に対する国外犯) [第15号を改正 (⑩法律)]

ドイツ刑法は、行為地法とはかかわりなく、外国で行われた次の行為に適用される。

(第1号から第14号 略)

15 行為者が行為時にドイツ人であるとき

の臓器及び組織売買 (移植法第18条)

第42条 (支払いの容易化) [第3文を追加 (⑩法律)]

(第1文・第2文 略) 犯罪行為によって引き起こされた損害の回復が、有罪を言い渡された者により許可なく危険にさらされるであろうときも、裁判所は、支払いの容易化を保証しなければならず、その場合には、有罪を言い渡された者に対して損害回復の証明を課すことができる。

第56条 c (指示) [第2項第3号を追加 (⑩法律)]

② 裁判所は、執行猶予を言い渡された者に対して、特に (第1号・第2号 略)

3 被害者、若しくは、更なる犯罪行為の機会若しくは誘因をその者に提供し得る特定の者若しくは特定の集団の者と接触しないこと、それらの者と付き合わないこと、その人を雇わないこと、職業教育しないこと、若しくは泊めないこと

(第4号・第5号 略)

を指示することができる。

第56条 d (保護観察) [新規 (⑩法律)]

① 執行猶予を言い渡された者に犯罪行為をさせないために適しているときは、裁判所は、執行猶予の全部又は一部の期間について、その者を保護監察官の監督と指導に付す。

② 9月を超える自由刑を猶予され、執行猶予を言い渡された者が27歳未満であるときは、裁判所は、原則として、第1項に定める指示を与える。

③ 保護監察官は、援助的かつ保護的に、有罪を言い渡された者の側に立つ。保護監察官は、裁判所の了解を得て、負担¹⁷及び

14 本法による刑法典改正の対象は、第203条第1項第6号 (追加) である。

15 本法による刑法典改正の対象は、第261条第1項第3文 (改正)、第261条第2項第2文第3号 (改正) である。

16 本法による刑法典改正の対象は、第261条第1項第2文第2号 b) (改正) である。

17 「負担」に改める。

指示、並びに、申し出及び約束が果たされているかを監視し、裁判所が定める定期に、有罪を言い渡された者の行状について報告する。保護監察官は、負担、指示、申し出又は約束に対する著しい又は執拗な違反を裁判所に通知する。

④ 保護監察官は、裁判所によって任命される。裁判所は、保護監察官に対し、第3項に定める活動について指示を与えることができる。

⑤ 保護監察官の活動は、専任又は名誉職として行われる。

第56条 f（刑の執行猶予の取消し）〔第1項第1文本文及び第2号を改正（表現（a）（b））（①法律）、第1項第2文を改正（④法律）、第2項第1文第1号（表現（b））・第3項第1文及び第2文を改正（表現（a））（以上、①法律）〕

①（第1文 略）

刑の執行猶予に関わる決定とその確定の間に、又は、事後の合一刑の形成の場合は当該判決における刑の執行猶予にかかわる決定と合一刑にかかわる決定の確定の間に行為が行われたときは、第1文第1号が準用される。

第57条（有期自由刑の場合の残刑の執行猶予）〔第1項第1文第3号・第2文（双方とも表現（a））（①法律）、第2項第1号及び第2号（双方とも表現（a））（①法律）、第3項第1文を部分改正（④法律）、第3項第2文（双方とも表現（a））（①法律）、第5項を追加、それに伴い、旧第5項及び旧第6項が第6項及び第7項となる（④法律）、第5項第2文（①法律）、第6項（表現（a））（①法律）、第7項（表現（a））（①法律）〕

③ 第56条 a から第56条 e が準用され、執行猶予期間は、事後に短縮されたときも、残刑の期間を下回ることはいできない。（第2文 略）

⑤ 第56条 f 及び第56条 g が準用される。有罪を言い渡された者が、刑の執行猶予にかかわる決定の際に、事実上の理由から裁判所により考慮され得ず、それが考慮されていたら刑の執行猶予は却下されていたであろう犯罪行為を、有罪判決と刑の執行猶予にかかわる決定の間に行ったときも、裁判所は、刑の執行猶予を取り消す。根拠となった事実認定を最後に審査することができる判決は、有罪判決とみなす。

第57条 a（無期自由刑における残刑の執行猶予）〔第1項第2文、第3項第2文を追加（④法律）〕

①（第1文 略）第57条第1項第2文及び第6項が準用される。

③（第1文 略）第56条 a 第2項第1文並びに第56条 b から第56条 g、第57条第3項第2文及び第5項第2文が準用される。

第59条（刑の留保付き警告の要件）〔第1項第1文第2号が新規定、旧第2項が削除、それに伴い、旧第3項が第2項となる（以上、④法律）〕

① 180日以下の罰金を科せられる者があるときに、
（第1号 略）

2 行為と行為者人格の総合評価により、科刑を不要にする特別な事情が存在し、かつ
（第3号 略）

場合は、裁判所は、有罪の言い渡しに併せて、その者に警告し、刑を定め、この刑の言い渡しを留保することができる。（第2文 略）

第59条 a（執行猶予期間、負担及び指示）〔第1項第2文が改正（④法律）〕

①（第1文 略）執行猶予期間は、2年を超え1年を下回ることはいできない。

第64条（禁絶施設における収容）〔新規（④法律）〕

アルコール飲料又はその他の麻酔剤を過度に摂取する習癖をもち、その者が酩酊状

態で行った、若しくは、その習癖に起因する違法な理由に有罪判決を受け、又は、その責任無能力が証明され若しくは責任無能力の疑いが排除できないという理由でのみ有罪が言い渡されないうときで、その習癖の結果としてその者が著しい違法な行為を行う危険がある場合には、裁判所は、禁絶施設での収容を命じるものとする。禁絶施設における処遇により、その者を治療し又は相当の期間についてその者がその習癖に戻ることを防ぎ、その習癖に起因する著しい違法な行為をその者に行わせないと十分に具体的な見込みがあるときにのみ、命令は発せられる。

第66条 b（保安監置における収容の事後的な命令）〔第1項第1文及び第2文並びに第2項を改正（㉑法律）〕

① 生命、身体の完全性、人身の自由若しくは性的自己決定権に対する重罪、若しくは、第250条、第251条、又第252条・第255条と併せて適用される同条項に定める重罪を理由とする、又は、第66条第3項第1文に掲げる軽罪を理由とする有罪判決の後で、これらの自由刑の執行終了前に、有罪を言い渡された者が社会にとって相当に危険であることを示す事実が認め得たときで、有罪を言い渡された者、その行為及び補足的に刑の執行中におけるその者の進歩の総合評価により、高度の蓋然性をもって、その者が、被害者の精神若しくは身体を著しく侵害する重大な犯罪行為を行うであろうことが明らかとなった場合、及び、事後的な保安監置命令にかかわる決定の時点で第66条のその他の要件が満たされている場合には、裁判所は、保安監置における収容を事後に命じることができる。有罪判決の時点で、保安監置命令が法的理由から可能でなかったときは、裁判所は、有罪判決の時点ですでに認めえた事実も第1文の意味における事実として考慮する。

② 生命、身体の完全性、人身の自由若しくは性的自己決定権に対する一又は複数の重罪又は第250条、第251条、又第252条若しくは第255条と併せて適用される同条項に定める重罪を理由とする、5年以上の自由刑を言い渡す有罪判決の後に、第1項第1文に掲げる態様の事実が認め得るときで、有罪を言い渡された者、その一又は複数の行為、及び、補足的に刑の執行中におけるその者の進歩の総合評価により、高度の蓋然性をもって、その者が、被害者の精神若しくは身体を著しく害する重大な犯罪行為を行うであろうことが明らかとなった場合には、裁判所は、保安監置における収容を事後に命じることができる。

第67条（執行の順序）〔第2項第2文から第4文を追加、第3項第1文を改正、第3項第2文及び第3文を追加、第4項第2文を削除、第5項第1文を改正（以上、㉑法律）〕

②（第1文 略）3年を超える有期自由刑と併科して禁絶施設における収容が命じられる際に、裁判所は、処分の前に刑の一部が執行されるべきことを決定する。この刑の一部は、その執行及びそれに続く収容の後に、第5項第1文に定める決定が可能となるように量定されるものとする。更に、有罪を言い渡された者が執行可能な形で出国を義務付けられ、この法律の場所的適用範囲におけるその者の滞在が、服役中又はその直後に終了することを期待できるときは、裁判所は、処分の前に刑が執行されるべきことを決定しなければならない。

③ 有罪を言い渡された者の人格に存する事情から適切と思われるときは、裁判所は、第2項第1文又は第2文に定める命令を事後に行い、変更し又は破棄することができる。裁判所は、第2項第4文に定める命令も事後に行うことができる。裁判所が第2項第4文に定める命令を行ったとき

で、この法律の場所的適用範囲における、有罪を言い渡された者の滞在が、服役中又はその直後に終了することを期待できない場合には、裁判所はこの命令を破棄する。

⑤ 処分が刑の前又は残刑の前に執行されることで、刑の2分の1が終了した場合には、裁判所は、第57条第1項第1文第2号及び第3号の要件の下に、残刑の執行を猶予することができる。（第2文 略）

第67条 a（他の処分の執行への移送）〔新規（㉔法律）〕

① 精神病院又は禁絶施設における収容が命じられたときで、それにより被収容者の再社会化がよりよく促進できるときは、裁判所は、その者を事後にその他の処分へ移送することができる。

② 第1項の要件の下に、裁判所は、保安監置が命じられた者も事後に第1項に掲げる処分の執行へ移送することができる。その者が自由刑の執行中にあり、その者に第20条又は第21条に定める状態が存在するときにすでに、これは妥当する。

③ それにより被収容者の再社会化がよりよく促進できることが事後に明らかとなったときは、裁判所は、第1項及び第2項に定める決定を変更し又は破棄することができる。更に、第1項に掲げる処分を執行しても何らの成果も達成し得ないことが事後に明らかとなったときは、裁判所は、第2項に定める決定を破棄することができる。

④ 収容の継続期間と審査期間とは、判決において命じられた収容について妥当する規定によって定められる。第2項の場合に、裁判所は、初回は1年の経過後に、その後は第2文の場合に収容の執行開始までにその都度遅くとも更に2年を経過する前に、第3項第2文に定める決定のための要件が存在するかを審査しなければならない。

第67条 d（収容の期間）〔第3項第2文・第

4項第3文・第6項第2文を改正（㉔法律）、第5項第1文新規（㉔法律）〕

③（第1文 略）収容執行からの釈放とともに行状監督が開始する。

④（第1文・第2文 略）収容執行からの釈放とともに行状監督が開始する。

⑤ 第64条第2文の要件がもはや存在しないときは、裁判所は、禁絶施設における収容の終了を宣言する。（第2文 略）

⑥（第1文 略）収容執行からの釈放とともに行状監督が開始する。（第3文 略）

第67条 e（審査）〔第1項第1文・第4項第2文を改正（㉔法律）〕

① 裁判所は、如何なるときにも、更なる収容の執行が猶予されるべきか、又は、その終了を宣言すべきかを審査することができる。（第2文 略）

④（第1文 略）裁判所が収容の執行猶予又は終了宣言を拒否したときは、期間は、決定をもって新たに開始する。

第67条 g（執行猶予の取消し）〔第1項（表現 (a) (b) を含む）、第2項（表現 (b)）、第3項（表現 (a)）、第6項（表現 (a)）を改正（以上、㉔法律）〕

① 有罪を言い渡された者が、

1 行状監督の期間中に、違法な行為を行い

2 著しく若しくは執拗に第68条 b に定める指示に違反し、又は

3 保護監察官若しくは行状監督所の監督と指導を執拗に拒否し

そこから、処分の目的から見てその収容が必要であることが明らかとなったときは、裁判所は収容の執行猶予を取り消す。執行猶予にかかわる決定と行状監督の開始（第68条 c 第4項）との間に取消事由が生じたときは、第1文第1号が準用される。

第67条 h（期間の定めのある再執行；危機介入）〔新規（㉔法律）〕

① 収容から釈放される者の状態が急激に

悪化し又はその中毒行動への逆戻りが生じ、第67条gに定める取消しを回避するための措置が必要であるときは、裁判所は、行状監督の期間中、3月以下の期間について、第63条又は第64条に定める収容を再び執行することができる。第1文の要件の下に、裁判所は、処分を新たに命じ又はその期間を延期することができるが、処分の期間は、全体として6月を超えてはならない。第67条g第4項が準用される。

② 処分の目的が達成されたときは、裁判所は、第1項に定める期間が満了する前に処分を破棄する。

第68条（行状監督の要件）〔第2項を改正（④法律）〕

② 法律上当然の行状監督に関する規定（第67条b、第67条c、第67条d第2項から第6項及び第68条f）は、なお適用される。
第68条a（行状監督所、保護観察、司法診療所）〔新規（④法律）〕

① 行状監督を言い渡された者は、行状監督所の監督に服し、裁判所は、行状監督の期間について、その者に保護監察官を付ける。

② 保護監察官及び行状監督所は、相互に了解を得て、援助的かつ保護的に、有罪を言い渡された者の側に立つ。

③ 行状監督所は、裁判所の了解を得て、保護監察官の助力を受けて、行状監督を言い渡された者の態度と指示の履行を監督する。

④ 行状監督所と保護監察官との間で、行状監督を言い渡された者に対する援助及びその保護にかかわる問題に一致が見られないときは、裁判所が決定する。

⑤ 裁判所は、行状監督所及び保護監察官に対し、その活動について指示を与えることができる。

⑥ 第145条a第2文に定める告訴を提起する前に、行状監督所は、保護監察官を聴聞

するが、第4項は適用されないものとする。

⑦ 第68条b第2項第2文及び第3文に定める指示が与えられるときは、第2項に掲げる者の了解を得て、司法精神診療所も、援助的かつ保護的に、有罪を言い渡された者の側に立つ。そのほか、第3項及び第6項が保護監察官の地位にかかわる限りで、これらの条項は司法精神診療所にも妥当する。

⑧ 第1項に掲げる者並びに第203条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる司法精神診療所職員は、有罪を言い渡された者を援助し、再び処罰されないようにするために必要な限りで、第203条により保護される関係の枠内で、それらの者に委ねられ又はその他の方法で知らされた秘密を相互に開示しなければならない。それを超えて、第203条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる司法精神診療所職員は、自らの視点から、

1 行状監督を言い渡された者が、第68条b第1項第1文第11号に定める受診の指示を果たしているか、若しくは、第68条b第2項第2文及び第3文に定める指示の枠内の治療に参加しているかを監督するために必要であり、

2 有罪を言い渡された者の態度若しくは状態から見て、第67条g、第67条h若しくは第68条c第2項若しくは第3項に定める処分が必要に思われ、又は

3 第三者の生命、身体の完全性、人身の自由若しくは性的自己決定権に対する現在の重大な危険を防ぐために必要である限りで、行状監督所及び裁判所に対し、これらの秘密を開示しなければならない。第1文及び第2文第2号及び第3号の場合に、司法精神診療所職員により開示された、第203条第1項の意味における事実は、そこで掲げる目的のためにのみ用いること

ができる。

第68条 b（指示）〔新規（①法律）〕

① 裁判所は、行状監督を言い渡された者に対して、行状監督の期間又はそれより短い期間について、

1 行状監督所の許可なく、住所若しくは居所、若しくは、特定の地域を離れないこと

2 更なる犯罪行為の機会若しくは誘因をその者に提供するかもしれない特定の場所に滞在しないこと

3 被害者、若しくは、更なる犯罪行為の機会若しくは誘因をその者に提供するかもしれない特定の者若しくは特定の集団に属する者と接触しないこと、それらの者と付き合わないこと、その者を雇わないこと、職業教育しないこと、若しくは泊めないこと

4 事情により、その者が犯罪行為のために濫用するかもしれない特定の活動を行わないこと

5 更なる犯罪行為の機会若しくは誘因をその者に提供するかもしれない特定の物を所有しないこと、携帯しないこと若しくは保管しないこと

6 事情により、その者が犯罪行為のために濫用するかもしれない自動車若しくは特定の種類の自動車、若しくは、その他の車両を保有し若しくは運転しないこと

7 特定の時に、行状監督所、一定の官署若しくは保護監察官のところに出席すること

8 住居若しくは仕事場を変える毎に遅滞なく行状監督所に届け出ること

9 無就労の場合には、管轄ある職業安定所若しくはその他の職業斡旋所に出席すること

10 特定の事実に基づいて、アルコール飲料若しくはその他の麻酔薬の摂取が更なる犯罪行為の遂行の一因となることを認める理由があるときは、これらの物を摂取しないこと、及び、身体への侵襲に結びつかない、アルコール若しくは麻酔薬検査を受けること、又は

11 特定の時に若しくは特定の時間的間隔において医師、心療医若しくは司法精神診療所で診察を受けること

を指示することができる。裁判所は、その指示の中で、禁じられる態度又は要求される態度を正確に定めなければならない。

② 裁判所は、行状監督の期間又はそれより短い期間について、行状監督を言い渡された者に対し、更なる指示、特に、職業訓練、労働、自由時間、経済状態の整序又は扶養義務の履行と関連する指示を与えることができる。裁判所は、行状監督を言い渡された者に対し、特に、精神病学、心理療法又は社会治療により保護され又は治療されることを指示することができる（治療の指示）。司法精神診療所が保護及び処遇を行うことができる。身体への侵襲に結びつかない、アルコール若しくは麻酔薬検査を受ける旨の指示についても、第56条 c 第3項が準用される。

③ 指示の際に、行状監督を言い渡された者の行状に対して期待不可能な要請をしてはならない。

④ すでに存在する、第68条 e 第1項第1文第3号に定める行状監督が、行状監督の開始をもって終了するときは、裁判所は、その決定の中に、過去の行状監督の枠内で与えられていた指示をも含めなければならない。

⑤ 第1項第11号の場合の行状監督を言い渡された者の保護、又は、第2項の場合にその治療が司法精神診療所によって行われない限りで、第68条 a 第8項が準用される。

第68条 c（行状監督の期間）〔新規（①法律）〕

① 行状監督の期間は、2年以上5年以下とする。裁判所は、期間の上限を短縮することができる。

② 行状監督を言い渡された者が、

1 第56条c第3項第1号に定める指示に同意せず、又は

2 治療行為若しくは禁絶療法を受ける指示、若しくは、治療の指示に従わず、かつ、更なる重大な犯罪行為の遂行により社会を危殆化するおそれがあるときは、裁判所は、第1項第1文に定める期間の上限を超える、期限の定めのない行状監督を命じることができる。第1文第1号の場合に、行状監督を言い渡された者が事後にその同意を表明したときは、裁判所は、行状監督のその後の期間を確定する。このほかに、第68条c第3項が適用される。

③ 1 第67条d第2項に定める精神病院における収容が猶予される場合には、特定の事実に基づいて、そうしなければ直ちに、有罪を言い渡された者が、第20条又は第21条に定める状態になり、その結果として、更なる重大な違法行為の遂行により社会を危殆化するおそれがあることを認める理由があり、又は

2 有罪を言い渡された者に対し、第181条bに掲げる態様の犯罪行為を理由として、2年を超える自由刑若しくは合一刑が科され、若しくは、精神病院若しくは禁絶施設における収容が命じられており、かつ、第68条b第1項若しくは第2項に定める指示に対する違反から、若しくは、その他の特定の事実に基づいて、更なる重大な犯罪行為の遂行により社会を危殆化するおそれがあることについての具体的な根拠が生じている

ときは、裁判所は、第1項第1文に定める期間の上限を超えて、期限の定めなく行状監督を延長することができる。

④ 行状監督は、第68条第1項の場合はその命令の確定をもって、第67条b第2項、第67条c第1項第2文及び第2項第4文並びに第67条d第2項第2文の場合は執行猶予決定の確定をもって、又は、裁判所に命

じられた、より遅い時点で開始する。行状監督を言い渡された者が逃亡し、潜伏し、又は官庁の命令により施設に収容された期間は、行状監督期間に算入されない。

第68条d (事後的决定) [新規 (④法律)]

裁判所は、第68条a第1項及び第5項、第68条b及び第68条c第1項第2文、第2項及び第3項に定める決定を事後にも行い、変更し又は破棄することができる。

第68条e (行状監督の終了又は停止) [新規 (④法律)]

① 行状監督は、期限の定めのないものでない限り、

1 自由剥奪処分の執行開始とともに
2 自由剥奪処分がそれに伴って命じられた自由刑の執行開始とともに

3 新たな行状監督の開始とともに終了する。その他の場合に、自由刑又は自由剥奪処分の執行期間中、行状監督は停止する。新たな行状監督が、期限の定めのない既存の行状監督につけ加わるときで、既存の行状監督に併せて新たな行状監督が必要でない場合には、裁判所は、新たな処分が行われないことを命じる。

② 行状監督を言い渡された者が、行状監督に付されなくても、もはや如何なる犯罪行為も行わないであろうと期待することができるときは、裁判所は、行状監督を破棄する。破棄は、法律上の期間の下限の満了後に許される。裁判所は、6月以下の期間で、その満了前に、行状監督の破棄の申立てをすることが許されない期間を定めることができる。

③ 期限の定めのない行状監督が開始したときは、裁判所は、

1 第68条c第2項第1文の場合は、遅くとも第68条c第1項第1文に定める期間の上限の経過をもって

2 第68条c第3項の場合は、2年の満了前に

第2項第1文に定める決定が必要かを審査する。裁判所が行状監督の破棄を拒否するときは、2年の満了前に、行状監督の破棄について新たに決定しなければならない。**第68条 f**（残刑の執行が猶予されない場合の行状監督）〔新規（④法律）〕

① 故意の犯罪行為を理由とする2年以上の自由刑若しくは合一刑、又は、第181条 b に掲げる態様の犯罪行為を理由とする1年以上の自由刑若しくは合一刑が完全に執行されたときは、行状監督を言い渡された者が刑の執行から解放されたことをもって、行状監督が開始する。自由を剥奪する改善及び保安の処分が服役に引き続いて執行されるときは、この限りでない。

② 行状監督を言い渡された者が、行状監督に付されなくても、もはや如何なる犯罪行為も行わないであろうと期待することができるときは、裁判所は、処分が行われないことを命じる。

第68条 g（行状監督と執行猶予）〔第3項第2文を追加（④法律）〕

③（第1文 略）行状監督が期限の定めのないものであるとき（第68条 c 第2項第1文又は第3項）は、この限りでない。

第70条 b（職業禁止の執行猶予及び終了の取消）〔第1項本文（表現（a））・第1号（表現（a））及び第3号（表現（b））・第4項（表現（a））を改正（以上、④法律）〕

第73条 d（拡大収奪）〔第3文を追加（④法律）〕

①（第1文・第2文 略）第73条第1項第2文、又第73条 b 及び第73条第2項と併せて適用される同条項が準用される。

第79条（時効の期間）〔第4項を改正（④法律）〕

④ 保安監置及び期限の定めのない行状監督（第68条 c 第2項第1文又は第3項）の執行は、時効にかからない。時効期間は、
1 行状監督のその他の場合及び禁絶施設

における初度の収容の場合は、5年
2 その他の処分の場合は、3年とする。

第145条 a（行状監督中の指示に対する違反）〔第1文を改正（④法律）〕

行状監督中、第68条 b 第1項に掲げる態様の特定の指示に違反し、それにより処分の目的を危殆化した者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。（第2文 略）

第202条 a（データの探知）〔第1項 新規（④法律）〕

（1）行為者のために予定されていなく、不当なアクセスに対して特に安全装置が講じられているデータに対し、アクセス防止措置を乗り越えて、権限なく、自らアクセスし又は他の者にアクセスさせた者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。

第202条 b（データの取得）〔追加（④法律）〕

権限なく、技術的な手段を用いて、非公開のデータ伝信から又はデータ処理装置の電磁信号から、行為者のために予定されていないデータ（第202条 a 第2項）を自ら入手し又は他の者に入手させた者は、行為が他の規定において本条よりも重い刑で処罰されないときは、2年以下の自由刑又は罰金に処する。

第202条 c（データの探知及び取得の予備）〔追加（④法律）〕

① 1 データ（第202条 a 第2項）へのアクセスを可能にするパスワード若しくはその他のセキュリティ・コード、又は
2 これらの行為の遂行がその目的であるコンピュータプログラム

を作成し、自ら入手し又は他の者に入手させ、販売し、他の者に譲渡し、頒布し又はその他アクセスさせることにより、第202条 a 又は第202条 b に定める犯罪行為の予備を行った者は、1年以下の自由刑又は罰金に処する。

② 第149条第2項及び第3項が準用される。

第203条 (私的秘​​密の侵害) [第1項第6号を追加 (④法律)、第2項aを追加 (⑥法律)]

① (第1号から第5号 略)

6 民間の疾病保険、災害保険若しくは生命保険の企業、若しくは、民間医師、税理士若しくは弁護士の料金清算部に属する者としてその者に委ねられ又はその他の方法で知らされた、他の者の秘​​密、特に私的な生活領域に属する秘​​密、又は、営業上若しくは業務上の秘​​密を権限なく漏示した者は、1年以下の自由刑又は罰金に処する。

② a データ保護を委ねられた者が、第1項及び第2項に掲げる者にその職業上の資格において委ねられまたはその他の方法で知らされ、その者がデータ保護を委託された者としてその任務を果たす際にそれについて知った、これらの規定の意味における他人の秘​​密を権限なく漏示したときは、第1項及び第2項が準用される。

第205条 (告訴) [第1項第1文及び第2文・第2項第1文を改正 (①法律)]

① 第201条第1項及び第2項並びに第201条a、第202条、第203条及び第204条の場合に、行為は告訴に基づいてのみ訴追される。第202条a及び第202条bの場合にも、これは妥当するが、ただし、刑事訴追について特別な公の利益があるために、刑事訴追機関が、職権による介入を必要と考えるときは、この限りでない。

② 被害者が死亡したときは、第77条第2項に定める告訴権は、親族に継承されるが、第202条a及び第202条bの場合はこの限りでない。(第2文・第3文 略)

第238条 (つきまとい) [新規 (②法律)]

① 執拗に、

- 1 場所的にその者の近くへ行き
- 2 電気通信手段その他の伝達手段を用

い、若しくは第三者を介して、その者へ接触しようとし

3 その個人関連データを濫用的に用いて、その者のための商品若しくはサービスの注文を依頼し、若しくは、第三者に対し、その者と接触する指示を与え

4 その者若しくはその者の近親者の生命、身体の完全性、健康若しくは自由を侵害すると脅迫し、又は

5 それらに匹敵するその他の行為を行うことにより、権限なく、人につきまとい、それにより、その生活形態を大きく侵害した者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。

② 行為者が、行為により、被害者、被害者の親族又は被害者のその他の近親者を死亡又は重い健康障害の危険にさらしたときは、3月以上5年以下の自由刑を言い渡すものとする。

③ 行為者が、行為により、被害者、被害者の親族又は被害者のその他の近親者を死亡させたときは、刑は1年以上10年以下の自由刑とする。

④ 第1項の場合に、行為は告訴に基づいてのみ訴追されるが、ただし、刑事訴追について特別な公の利益があるために、刑事訴追機関が、職権による介入を必要と考えるときは、この限りでない。

第261条 (資金の洗浄、不法に獲得された財産的価値の隠蔽) [第1項第2文第2号bを改正 (⑩法律) 第1項第3文、第2項第3号を改正 (①法律)]

① (第1文 略) 第1文の意味における違法な行為とは、

(第1号 略)

2 (a) 略)

b) 麻薬法第29条第1項第1文第1号及び原料取締法第19条第1項第1号に定める軽罪

3 租税規則第373条及び第374条第2項、

又共同市場組織及び直接支払の実施のための法律第12条第1項と併せて適用される同条項に定める軽罪

a) 第152条 a、第181条 a、第232条 第1項及び第2項、第233条 第1項及び第2項、第233条 a、第242条、第246条、第253条、第259条、第263条から第264条、第266条、第267条、第269条、第284条、第326条第1項、第2項及び第4項並びに第328条第1項、第2項及び第4項に定める軽罪

b) 滞在法第96条、難民手続法第84条及び租税規則第370条に定める軽罪

で、業として若しくはこれらの行為を継続的に行うために結成された集団の構成員により行われた場合、及び

(第5号 略)

をいう。

租税規則第370条に定める、業としての又は集団形態による脱税の場合に、第1文は、脱税により免れた出費及び不法に獲得した租税の還付及び優遇、並びに、第2文第3号の場合におけるものであって、その交付に関して不正が行われたものにも妥当する。

第303条 a（データの変更）〔第3項を追加（①法律）〕

③ 第1項に定める犯罪行為の予備について、第202条 c が準用される。

第303条 b（コンピュータ破壊）〔第1項を改正、第2項を追加、それに伴い、旧第2項が第3項となる、第4項及び第5項を追加（①法律）〕

① 行為者が、

1 第303条 a 第1項に定める行為を遂行すること

2 他の者に不利益を与える目的で、データ（第202条 a 第2項）を入力し若しくは伝達すること、又は

(第3号（旧第2号）略)

により、他の者にとって重要な意味のある

データ処理を著しく妨害した者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。

② 他人の経営体、他人の企業又は官庁にとって重要な意味のあるデータ処理であるときは、刑は、5年以下の自由刑又は罰金とする。

④ 第2項の犯情が特に重い場合に、刑は、6月以上10年以下の自由刑とする。犯情の特に重い事案とは、原則として、行為者が

1 多額の財産の損失を引き起こし
2 業として、又は、コンピュータ破壊を継続的に行うために結成された集団の構成員として、行為を行い

3 行為により、生活に重要な物若しくはサービスの国民への供給又はドイツ連邦共和国の安全を侵害したときである。

⑤ 第1項に定める犯罪行為の予備について、第202条 c が準用される。

第303条 c（告訴）〔追加（①法律）〕

第303条、第303条 a 第1項及び第2項並びに第303条 b 第1項から第3項の場合に、行為は告訴に基づいてのみ訴追されるが、ただし、刑事訴追について特別な公の利益があるために、刑事訴追機関が、職権による介入を必要と考えるときは、この限りでない。

第309条（電離放射線の濫用）〔第6項新規（①法律）〕

⑥ 1 大きな価値のある他人の物の利用可能性を侵害し

2 永続的に、水域、大気若しくは土壌を悪化させ、又は

3 その者に属さない、大きな価値のある動物若しくは植物を害する

目的で、これらの侵害、悪化又は損害を引き起こしうるような電離放射線に、物、水域、大気、土壌、動物若しくは植物さらした者は、5年以下の自由刑又は罰金に処する。本罪の未遂は罰せられる。

第310条（爆発犯罪又は放射線犯罪の予備）
〔第1項第1号、第3号及び第4号を追加、
第1項最終文を改正、第3項を追加（①法律）〕

① 1 第307条第1項若しくは第309条第2項の意味における特定の企行
（第2項 略）

3 第309条第1項に定める犯罪行為、又は

4 第309条第6項に定める犯罪行為

の予備を行うために、核燃料、その他の放射線物質、爆薬又は行為を遂行するために

必要な特別の装置を製造し、自ら入手し又は他の者に入手させ、保管し又は他の者に譲渡した者は、第1号の場合は1年以上10年以下の自由刑に、第2号及び第3号の場合は6月以上5年以下の自由刑に、第4号の場合は3年以下の自由刑又は罰金に処する。

③ 第1項第3号及び第4号の場合に、本罪の未遂は罰せられる。

（人文社会科学研究所准教授）